

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和元年10月施行版)

令和元年10月

1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表	1
2 訪問型サービス(独自)サービスコード表	2
3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表	7
4 訪問型サービス(独自／定額)サービスコード表	7
5 通所型サービス(みなし)サービスコード表	8
6 通所型サービス(独自)サービスコード表	9
7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表	14
8 通所型サービス(独自／定額)サービスコード表	14
9 その他の生活支援サービス(配食／定率)サービスコード表	15
10 その他の生活支援サービス(配食／定額)サービスコード表	15
11 その他の生活支援サービス(見守り／定率)サービスコード表	15
12 その他の生活支援サービス(見守り／定額)サービスコード表	15
13 その他の生活支援サービス(その他／定率)サービスコード表	15
14 その他の生活支援サービス(その他／定額)サービスコード表	15
15 介護予防ケアマネジメントサービスコード表	16

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
〇〇%加算	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、 市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみ であり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間に付き

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更

1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,172 単位	1月につき
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,055	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39 単位	1日につき
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	35	
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (みなし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,342 単位	1月につき
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,108	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77 単位	1日につき
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (みなし)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,715 単位	1月につき
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,344	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122 単位	1日につき
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	267 単位	1回につき
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一		※1月の中で全部で4回まで × 90%	240	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (みなし)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	271 単位	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで × 90%	244	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (みなし)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	286 単位	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで × 90%	257	
A1	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (みなし)(短時間サー ビス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	166 単位	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一		※1月につき22回まで × 90%	149	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A1	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100	
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200	
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000		
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000		
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000		
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%		
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%		
A1	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000		
A1	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000		

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)			1,172	1月につき	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,172 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	1,055	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)				39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		39 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	35	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)			2,342	1月につき	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,342 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	2,108	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)				77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		77 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)			3,715	1月につき	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,715 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	3,344	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)				122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		122 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	110	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)			267	1回につき	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		※1月の中で全部で4回まで	267 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	240
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)			271		
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		※1月の中で全部で5回から8回まで	271 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	244
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)			286		
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		※1月の中で全部で9回から12回まで	286 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	257
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)			166	1回につき	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		※1月につき22回まで	166 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	×	90%	149
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	テ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000		

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

5 通所型サービス(みなし)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A5 1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	1,655	1月につき
A5 1112	通所型サービス1日割			54 単位		54	1日につき
A5 1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,393 単位		3,393	1月につき
A5 1122	通所型サービス2日割			112 単位		112	1日につき
A5 1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1	380 単位		380	1回につき
A5 1123	通所型サービス2回数	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援2	391 単位	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391	1回につき
A5 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A5 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算			1日につき
A5 8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算			1回につき
A5 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算		若年性認知症利用者受入加算	240 単位加算		240	1月につき
A5 6105	通所型サービス同一建物減算1	ロ 生活機能向上グループ活動加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1 376 単位減算	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	-376	
A5 6106	通所型サービス同一建物減算2			752 単位減算		-752	
A5 5010	通所型生活向上グループ活動加算			100 単位加算		100	
A5 5002	通所型サービス運動器機能向上加算		ハ 運動器機能向上加算	225 単位加算		225	
A5 5003	通所型サービス栄養改善加算		ニ 栄養改善加算	150 単位加算		150	
A5 5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ヘ 選択的サービス複数実施加算	ホ 口腔機能向上加算	150 単位加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 運動器機能向上及び栄養改善 運動器機能向上及び口腔機能向上 栄養改善及び口腔機能向上 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	150	
A5 5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1			480 単位加算		480	
A5 5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			480 単位加算		480	
A5 5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			480 単位加算		480	
A5 5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700 単位加算		700	
A5 5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算	チ サービス提供体制強化加算	120 単位加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	120	
A5 6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11			72 単位加算		72	
A5 6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12			144 単位加算		144	
A5 6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21			48 単位加算		48	
A5 6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22			96 単位加算		96	
A5 6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1	リ 生活機能向上連携加算		24 単位加算		24	
A5 6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			48 単位加算		48	
A5 4002	通所型サービス生活機能向上連携加算1			200 単位加算		200	
A5 4003	通所型サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算		100	
A5 6201	通所型サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5 単位加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 59/1000 加算 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 43/1000 加算 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 23/1000 加算 (4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算 (5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	5	1回につき
A5 6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ		ル 介護職員処遇改善加算				1月につき
A5 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ						
A5 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ						
A5 6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ						
A5 6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算					
A5 6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
A5 6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A5 8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	定員超過の場合 × 70%	1,159	1月につき
A5 8002	通所型サービス1日割・定超			54 単位		38	1日につき
A5 8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,393 単位		2,375	1月につき
A5 8012	通所型サービス2日割・定超			112 単位		78	1日につき
A5 8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	380 単位		266	1回につき
A5 8013	通所型サービス2回数・定超	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援2	391 単位	定員超過の場合 × 70%	274	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A5 9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,159	1月につき
A5 9002	通所型サービス1日割・人欠			54 単位		38	1日につき
A5 9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,393 単位		2,375	1月につき
A5 9012	通所型サービス2日割・人欠			112 単位		78	1日につき
A5 9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	380 単位		266	1回につき
A5 9013	通所型サービス2回数・人欠	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援2	391 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	274	1回につき

6 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	1,655	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割			54 単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,393 単位	3,393	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割			112 単位	112	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位	380	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		391 単位	391		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算			1回につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(独自)を行う 場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100 単位加算		100		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225 単位加算		225		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算	150 単位加算		150		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算	150 単位加算		150		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅠ	ヘ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅡ		(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算ⅠⅢ		(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算	120 単位加算		120		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠⅠ	チ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠⅡ		(1) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡⅠ		(2) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡⅡ		(2) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援2	96 単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ	(3) サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	(3) サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ		(3) サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	200 単位加算		200		
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		運動器機能向上加算を算定している場合		100 単位加算	100	
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	5 単位加算		5	1回につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A6	8001 通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	定員超過の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6	8002 通所型独自サービス1日割・定超			54 単位		38	1日につき
A6	8011 通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,393 単位		2,375	1月につき
A6	8012 通所型独自サービス2日割・定超			112 単位		78	1日につき
A6	8003 通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位		266	1回につき
A6	8013 通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391 単位		274	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A6	9001 通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6	9002 通所型独自サービス1日割・人欠			54 単位		38	1日につき
A6	9011 通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,393 単位		2,375	1月につき
A6	9012 通所型独自サービス2日割・人欠			112 単位		78	1日につき
A6	9003 通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	380 単位		266	1回につき
A6	9013 通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	391 単位		274	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

15 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
AF	1001		イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2 431 単位		1月につき
		}	ロ 初回加算 300 単位加算		
AF	9999		ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位加算		

※網掛け部分については、市町村が規定する。その場合、サービスコードの下4桁は1001～9999にすること。
また、合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。
なお、国が規定する単位数(本体・加算)を組み合わせで合成単位数を規定するといったことも可能とする。

○介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードの件数(令和元年10月)

サービス種類	サービスコード 件数
A1 : 訪問型サービス(みなし)	39
A2 : 訪問型サービス(独自)	131
A3 : 訪問型サービス(独自/定率)	8,999
A4 : 訪問型サービス(独自/定額)	8,999
A5 : 通所型サービス(みなし)	49
A6 : 通所型サービス(独自)	205
A7 : 通所型サービス(独自/定率)	8,999
A8 : 通所型サービス(独自/定額)	8,999
A9 : その他生活支援サービス(配食/定率)	8,999
AA : その他生活支援サービス(配食/定額)	8,999
AB : その他生活支援サービス(見守り/定率)	8,999
AC : その他生活支援サービス(見守り/定額)	8,999
AD : その他生活支援サービス(その他/定率)	8,999
AE : その他生活支援サービス(その他/定額)	8,999
AF : 介護予防ケアマネジメント	8,999
	99,413